

○内閣府令第五十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の三項を加える。

41 この規則において、「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。第八条の六の二第三項において同じ。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。同項

において同じ。)をいう。

42 この規則において、「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

43 この規則において、「工事契約」とは、請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。

第八条の二第八号中「の可能性」を「の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改め、「デリバティブ取引をいう。」の下に「第八条の八第三項及び」を加え、「第八条の八第一項第二号」を「第八条の八第一項及び第三項」に改める。

第八条の六の次に次の一条を加える。

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項

- イ 金融商品に対する取組方針
- ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
- ハ 金融商品に係るリスク管理体制
- 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
 - ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
 - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
 - ニ 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
 - ホ ロからニまでに掲げる事項に関する説明
- 2 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
- 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当

該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品 当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報

二 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品 次のイ及びロに掲げる事項

イ そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

ロ 市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報

4 前項第二号ロに掲げる事項が、財務諸表提出会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合に

は、その旨及びその理由を注記しなければならない。

5 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

6 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第二百一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

7 前各項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の七第一項を次のように改める。

前条（第七項を除く。）に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては

、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券 当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時における当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合）にあつては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券 当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三 子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

四 その他有価証券 有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第六号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 取得原価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

五 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券 債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

六 当該事業年度中に売却したその他有価証券 有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

第八条の七第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 当該事業年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第八条の七第四項を削り、同条第五項中「第一項（同項第三号を除く。）から前項まで」を「前三項（第一項第三号を除く。）」に、「当該会社」を「財務諸表提出会社」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条の八を次のように改める。

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八 第八条の六の二（第七項を除く。）に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項
- イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価及び評価損益

ハ 時価の算定方法

二 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 時価の算定方法

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを

要しない。

第八条の九を次のように改める。

（持分法損益等の注記）

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定により特別目的会社（同項の規定により出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。）の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）がある場合 開示

対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

第八条の十六第一項中「前条に」を「同条に」に改める。

第八条の二十七の次に次の一条を加える。

(資産除去債務に関する注記)

第八条の二十八 資産除去債務については、次の各号に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 次のイからニまでに掲げる事項
- イ 当該資産除去債務の概要
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
- ハ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
- ニ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額
- 二 前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務 次のイからハまでに掲げる事項
- イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨
- ロ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ハ 当該資産除去債務の概要

第九条第二項中「前条」を「第八条の二十七」に改める。

第十五条第十一号中「、原材料等」を「及び原材料（これらに準ずるものを含む。）」に、「第十七条第一項第十三号」を「第十七条第一項第十号」に改める。

第十七条第一項ただし書を削り、同項第七号から第九号までを次のように改める。

七 商品及び製品（半製品を含む。）

八 仕掛品

九 原材料及び貯蔵品

第十七条第一項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

第十七条第四項を削る。

第十九条中「第十七条第一項第十六号の」を「第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する」に改める。

第四十八条の三の次に次の一条を加える。

第四十八条の四 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるものは、流動負債に属するものとする。

第四十九条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 資産除去債務

第五十一条の三の次に次の一条を加える。

第五十一条の四 資産除去債務のうち、第四十八条の四に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 資産除去債務

第五十三条中「第五十二条第一項第八号の」を「第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する」に改める。

第五十四条第一項中「第十七条第一項第十五号」を「第十七条第一項第十二号」に改める。

第五十四条の二中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

2 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合 その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該たな卸資産の金額

二 前項の規定により同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合 相殺している旨及び相殺表示したたな卸資産の金額

3 第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定するたな卸資産について準用する。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第七十六条の二 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額については、その金額を注記しなければならない。

第八十四条ただし書を削る。

第二百一十一条第一項中「財務諸表の提出会社」を「財務諸表提出会社」に、「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に、「作成を」を「、作成を」に改め、同項に次の一号を加える。

六 資産除去債務明細表

第二百一十一条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二百二十二条中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に、「作成を」を「、作成を」に改め、同条

第二号、第四号及び第五号中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同条第六号中「前条第一項第四号」の下に「及び第六号」を加え、同条第七号中「ものを」の下に「作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により」を加え、同号へを次のように改める。

へ 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマースヤル・ペーパー明細表

第二百二十二条第八号中「前条第一項第一号から第五号」を「前条第一項各号」に改め、同条第十一号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改め、同条第十二号及び第十三号中「ものを」の下に「作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により」を加える。

第二百二十三条第一号中「第二百二十一条第一項第一号から第五号まで」を「第二百二十一条第一項各号」に改める。

第二百二十五条中「当事業年度末」を「当該事業年度末」に、「及び金利の負担を伴うその他の負債」を「、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百二十五条の二 当該事業年度末及び直前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末

における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第六号の附属明細表の作成を省略することができる。

第二百二十六条中「第二百二十四条及び第二百二十五条」を「前三条」に改める。

	「商品	×	×	×	×	×	×	×	×
	製品	×	×	×	×	×	×	×	×
様式第二号中	半製品	×	×	×	×	×	×	×	×
	原材料	×	×	×	×	×	×	×	×
	仕掛品	×	×	×	×	×	×	×	×
	貯蔵品	×	×	×	×	×	×	×	×
	「商品及び製品	×	×	×	×	×	×	×	×
	仕掛品	×	×	×	×	×	×	×	×
	原材料及び貯蔵品	×	×	×	×	×	×	×	×
…		×	×	×	×	×	×	×	×

様式第十一号の次に次の一樣式を加える。

【別葉①（様式第十二号）を挿入】

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第九十一条・第九十二条）」を「（第九十一条―第九十二条の二）」に改める。

第二条に次の二号を加える。

三十六 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

三十七 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

第十三条第二項に次の一号を加える。

四 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

第十三条第五項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第十五条の七第一項第二号」を「第十五条の七第一項及び第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 重要な収益及び費用の計上基準

第十五条の五の次に次の一条を加える。

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項
- イ 金融商品に対する取組方針
- ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
- ハ 金融商品に係るリスク管理体制
- 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

- イ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額
 - ロ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価
 - ハ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額
 - ニ 連結貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
 - ホ ロからニまでに掲げる事項に関する説明
- 2 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
- 3 金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動による損失の

危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品 当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報

二 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品 次のイ及びロに掲げる事項

イ そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

ロ 市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報

4 前項第二号ロに掲げる事項が、連結会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

5 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売

買目的有価証券を除く。)のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

6 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

第十五条の六第一項を次のように改める。

前条に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券 当該債券を連結決算日における時価が連結決算日における連結貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該連結貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごと

の次に掲げる事項

イ 連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ 連結決算日における時価

ハ 連結決算日における連結貸借対照表計上額と連結決算日における時価との差額

三 その他有価証券 有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第五号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を連結決算日における連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ 連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ 取得原価

ハ 連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

四 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び

売却損の合計額

第十五条の六第二項を削り、同条第三項中「当該連結会計年度」を「当連結会計年度」に、「財務諸表」を「連結財務諸表」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第十五条の六第四項を削る。

第十五条の七を次のように改める。

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 第十五条の五の二に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ 連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 連結決算日における時価及び評価損益

ハ 時価の算定方法

二 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ 連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 連結決算日における時価

ハ 時価の算定方法

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならぬ。

3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条

の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。)及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

第十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(資産除去債務に関する注記)

第十五条の二十三 財務諸表等規則第八条の二十八の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中「前条」を「第十五条の二十二」に改める。

第二十三条第一項第五号を次のように改める。

五 商品及び製品(半製品を含む。)

第二十三条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 仕掛品

七 原材料及び貯蔵品

第二十三条第三項中「第一項第七号の」を「第一項第九号に掲げる項目に属する」に改め、同条に次の

一項を加える。

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第五号から第七号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

第三十六条中「第四十八条の三」を「第四十八条の四」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に改める。

第三十七条第一項中「第六号」の下に「に掲げる項目」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 資産除去債務

第三十七条第五項中「第一項第七号の」を「第一項第八号に掲げる項目に属する」に改める。

第三十八条第一項中「第五号」の下に「に掲げる項目」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 資産除去債務

第三十八条第四項中「第一項第七号の」を「第一項第八号に掲げる項目に属する」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十条の二 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

第四十五条第一項中「第二十三条第一項第六号」を「第二十三条第一項第八号」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第五十二条の二 財務諸表等規則第七十六条の二の規定は、工事損失引当金の繰入れについて準用する。

第六十六条第一項中「ただし、」の下に「第五十二条の二及び」を加える。

第九十二条中「及び借入金等明細表」を「、借入金等明細表及び資産除去債務明細表」に、同条第二項中「及び第十号」を「から第十一号まで」に改める。

第六章中第九十二条の次に次の一条を加える。

(連結附属明細表の作成の省略)

第九十二条の二 当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、前条第一項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。

2 前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

様式第四号中「たな卸資産」を ×××

「商品及び製品」を ×××

仕掛品 〃××× に、

原材料及び貯蔵品 〃××× その他

… ×××× 「……………」

×××× を 資産除去債務

×××× その他

××××

「……………」

		×××	に	×××	
		×××		×××	
				×××	
				「……………」	
		×××	を	資産除去債務	×
		×××		」	×
				負債のれん	×
×	×	×××			
×	×	×××			
×	×	×××	に改める。		
×	×	×××			

様式第十号記載上の注意1. 中「~~貸付の~~貸付の戻り金」を「その名の負債であつて、金利の負債のれん」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

【別葉②（様式第十一号）を挿入】

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一

部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二条の二に次の二号を加える。

二十八 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

二十九 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

第四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「第五条の五第一項」を「第五条の五」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 収益及び費用の計上基準

第五条の三の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記）

第五条の三の二 財務諸表等規則第八条の六の二第二項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、

とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五条の四を次のように改める。

（有価証券に関する注記）

第五条の四 財務諸表等規則第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五条の五を次のように改める。

（デリバティブ取引に関する注記）

第五条の五 第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物を

いう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

5 第一項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五条の七を次のように改める。

(持分法損益等の注記)

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

第五条の十八の次に次の一条を加える。

(資産除去債務に関する注記)

第五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十八(第一号イ及びロを除く。)の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

第二十七条中「第四十八条の三まで」を「第四十八条の四まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第四十八条の二及び第四十八条の三」を「及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定」に改める。

第二十八条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 資産除去債務

第二十八条第四項中「第一項第七号の」を「第一項第八号に掲げる項目に属する」に改める。

第二十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 資産除去債務

第二十九条第四項中「第一項第五号の」を「第一項第六号に掲げる項目に属する」に改める。

第二章第三節中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第一号中

「引当金	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「引当金

×××

×××

×××

を 繰上控除

×××

×××

×××

に改める。

その他

×××

×××

×××

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三十三 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

三十四 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

第十条第二項に次の一号を加える。

四 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

第十条第五項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 重要な収益及び費用の計上基準

第十五条の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記）

第十五条の二 連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結

決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

(有価証券に関する注記)

第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されていないものに限る。)については、取引の対象物(通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。

ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならぬ。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

第十七条の十四の次に次の一条を加える。

（資産除去債務に関する注記）

第十七条の十五 財務諸表等規則第八条の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第十八条第二項中「前条」を「第十七条の十四」に改める。

第三十七条中「第四十八条の三まで」を「第四十八条の四まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第四十八条の二及び第四十八条の三」を「及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定」に改める。

第三十八条第一項中「第五号」を「第七号に掲げる項目」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 資産除去債務

第三十八条第四項中「第一項第六号の」を「第一項第七号に掲げる項目に属する」に改める。

第三十九条第一項中「第四号」の下に「に掲げる項目」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

(金融商品に関する注記)

第八条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照表の科目ごとの四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額、時価及び当該四半期貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 前項の規定にかかわらず、四半期貸借対照表日における時価を算定することが困難な場合には、同項に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期貸借対照表計上額を記載することができる。

第九条中「有価証券(」を「前条に定める事項のほか、有価証券(」に改める。

第十条第一項中「デリバティブ取引」を「第八条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引」に改め、同条第二項中「よる区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする」を

「区分して記載しなければならない」に改める。

第十二条中「この条」を「この項」に、「損益等」を「損益及び利益剰余金」に、「については除外してこれらの金額を算出」を「を除外」に改め、同条に次の一項を加える。

2 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。

以下この項において同じ。）がある場合において、前事業年度末における開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められるときは、その内容を注記しなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（資産除去債務に関する注記）

第二十二条の二 資産除去債務については、当該資産除去債務が会社の事業の運営において重要なものになっており、かつ、当該資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 変動の内容

二 当四半期累計期間における資産除去債務の総額の増減

2 前項の規定にかかわらず、資産除去債務のうち四半期貸借対照表に計上していないものがある場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、その旨、その理由及び当該資産除去債務の概要を記載しなければならない。

第三十条第一項第四号から第六号までを次のように改める。

四 商品及び製品（半製品を含む。）

五 仕掛品

六 原材料及び貯蔵品

第三十条第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第三項中「第一項第九号に掲げる」を「第一項第七号に掲げる項目に属する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

第四十三条中「第四十八条の三まで」を「第四十八条の四まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第四十八条の二及び第四十八条の三」を「及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第四十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 資産除去債務

第四十四条第四項中「第一項第五号に掲げる」を「第一項第六号に掲げる項目に属する」に改め、同条第五項を削る。

第四十五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 資産除去債務

第四十五条第四項中「第一項第四号に掲げる」を「第一項第五号に掲げる項目に属する」に改め、同条第五項を削る。

第二章第三節中第四十七条の次に次の一条を加える。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

×××

×××

×××

×××

に改める。

×××

×××

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第二条に次の二号を加える。

三十六 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

三十七 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

第十条第一項中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前連結会計年度末における開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開

示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められた場合 その内容

第十条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第四項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記）

第十五条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 前項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価を算定することが困難な場合には、同項に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。

第十六条中「有価証券（）」を「前条に定める事項のほか、有価証券（）」に改める。

第十七条第一項中「デリバティブ取引」を「第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引」に改め、同条第二項中「よる区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする」を「区分して記載しなければならない」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（資産除去債務に関する注記）

第二十七条の二 資産除去債務については、当該資産除去債務が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 変動の内容

二 当四半期連結累計期間における資産除去債務の総額の増減

2 前項の規定にかかわらず、資産除去債務のうち四半期連結貸借対照表に計上していないものがある場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、その旨、その理由及び当該資産除去債務の概要を記載しなければならぬ。

第二十八条第二項中「前条」を「第二十七条」に改める。

第三十五条第一項第四号から第六号までを次のように改める。

四 商品及び製品（半製品を含む。）

五 仕掛品

六 原材料及び貯蔵品

第三十五条第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第三項中「第一項第九号に掲げる」を「第一項第七号に掲げる項目に属する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資

産の科目及びその金額を注記しなければならない。

第四十条第四項を削る。

第四十八条中「第四十八条の三まで」を「第四十八条の四まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第四十八条の二及び第四十八条の三」を「及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定」に改める。

第四十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 資産除去債務

第四十九条第四項中「第一項第五号に掲げる」を「第一項第六号に掲げる項目に属する」に改め、同条第五項を削る。

第五十条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 資産除去債務

第五十条第四項中「第一項第五号に掲げる」を「第一項第六号に掲げる項目に属する」に改め、同条第六項を削る。

第二章第三節中第五十三條の次に次の一條を加える。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十三條の二 財務諸表等規則第五十四條の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

「商品	×	×	×	×	×	×	×
製品	×	×	×	×	×	×	×
様式第四号中 半製品	×	×	×	×	×	×	を
原材料	×	×	×	×	×	×	×
仕掛品	×	×	×	×	×	×	×
「商品及び製品	×	×	×	×	×	×	「引当金
仕掛品	×	×	×	×	×	×	」
原材料及び貯蔵品	×	×	×	×	×	×	その他
	×	×	×	×	×	×	「引当金
	×	×	×	×	×	×	」

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第八条に三項を加える改正規定(新財務諸表等規則第八条第四十一項に係る部分に限る。)、第八条の二第八号の改正規定、第八条の六の次に一条を加える改正規定、第八条の七の改正規定、第八条の八の改正規定、第二百二十五条の改正規定及び様式第十号の改正規定 平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

- 二 第八条に三項を加える改正規定(新財務諸表等規則第八条第四十二項に係る部分に限る。)、第八条

の二十七の次に一条を加える改正規定、第九条第二項の改正規定、第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、第四十九条第一項の改正規定、第五十一条の三の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項の改正規定、第五十三条の改正規定、第五十四条の二の改正規定、第二百一十一条の改正規定、第二百二十二条の改正規定（第七号へを改める部分を除く。）、第二百二十三条第一号の改正規定、第二百二十五条の次に一条を加える改正規定、第二百二十六条の改正規定、様式第二号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）及び様式第十一号の次に一様式を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三 第八条に三項を加える改正規定（新財務諸表等規則第八条第四十三項に係る部分に限る。）、第五十条の三の次に一条を加える改正規定、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第八十四条ただし書の改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前

に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四 第八条の九の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについて適用し、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

五 第十五条第十一号の改正規定、第十七条の改正規定、第十九条の改正規定、第五十四条第一項の改正規定及び様式第二号の改正規定（資産除去債務に係る部分を除く。） 平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

2 前項第一号の規定にかかわらず、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第四項の規定による注記

は、平成二十三年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表については記載しないことができる。

3 第一項第三号に掲げる改正規定による新財務諸表等規則の規定により財務諸表を作成する最初の事業年度において、当該事業年度の前事業年度末に存在する工事契約について新財務諸表等規則の規定による場合には、その旨並びに当該事業年度の前事業年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を損益計算書に注記しなければならない。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二条に二号を加える改正規定(新連結財務諸表規則第二条第三十六号に係る部分に限る。)、第三条第五項の改正規定(「第十五条の七第一項第二号」を「第十五条の七第一項及び第三項」に改める部分に限る。)、第十五条の五の次に一条を加える改正規定、第十五条の六の改正規定、第十五条の七の改正規定及び様式第十号の改正規定 平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る

連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年三月三十一日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

二 第二条に二号を加える改正規定（新連結財務諸表規則第二条第三十七号に係る部分に限る。）、第十五条の二十二の次に一条を加える改正規定、第十六条第二項の改正規定、第三十六条の改正規定、第三十七条第一項及び第五項の改正規定、第三十八条第一項及び第四項の改正規定、第九十二条の改正規定、第六章中第九十二条の次に一条を加える改正規定、様式第四号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）並びに様式第十号の次に一様式を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

三 第十三条第五項の改正規定（「第十五条の七第一項第二号」を「第十五条の七第一項及び第三項」に改める部分を除く。）、「第四十条の次に一条を加える改正規定、第五十二条の次に一条を加える改正規定及び第六十六条第一項の改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。」ただし、平成二十一年四月一日前に開始する連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

四 第十三条第二項の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについて適用し、平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。

五 第二十三条の改正規定、第四十五条第一項の改正規定及び様式第四号の改正規定（資産除去債務に係る部分を除く。） 平成二十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成

二十一年三月三十一日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

2 前項第一号の規定にかかわらず、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第四項の規定による注記は、平成二十三年三月三十一日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表については記載しないことができる。

3 第一項第三号に掲げる改正規定による新連結財務諸表規則の規定により連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度において、当該連結会計年度の前連結会計年度末に存在する工事契約について当該規定による場合には、その旨並びに当該連結会計年度の前連結会計年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を連結損益計算書に注記しなければならない。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定

めるところによる。

- 一 第二条の二に二号を加える改正規定（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十八号に係る部分に限る。）、第四条の改正規定（「第五条の五第一項」を「第五条の五」に改める部分に限る。）、第五条の三の次に一条を加える改正規定、第五条の四の改正規定及び第五条の五の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。
- 二 第二条の二に二号を加える改正規定（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十九号に係る部分に限る。）、第五条の十八の次に一条を加える改正規定、第二十七条の改正規定、第二十八条第一項及び第四項の改正規定、第二十九条第一項及び第四項の改正規定、第二十九条第一項及び第四項の改正規定並びに様式第一号の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三 第四条の改正規定（「第五条の五第一項」を「第五条の五」に改める部分を除く。）及び第二章第三節中第三十一条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四 第五条の七の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十年九月三十日以前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表については、当該改正規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成することができる。

2 前項第三号に掲げる改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により中間財務諸表を作成する最初の

中間会計期間において、当該中間会計期間が属する事業年度の前事業年度末に存在する工事契約について当該規定による場合には、その旨並びに当該中間会計期間が属する事業年度の前事業年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を中間損益計算書に注記しなければならない。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二条に二号を加える改正規定（新中間連結財務諸表規則第二条第三十三号に係る部分に限る。）、「第十条第五項の改正規定（「第十七条第一項」を「第十七条」に改める部分に限る。）、「第十五条の次に一条を加える改正規定並びに第十六条及び第十七条の改正規定（平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規

定による新中間連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

- 二 第二条に二号を加える改正規定（新中間連結財務諸表規則第二条第三十四号に係る部分に限る。）
、
第十七条の十四の次に一条を加える改正規定、第十八条第二項の改正規定、第三十七条の改正規定、第三十八条第一項及び第四項の改正規定、第三十九条第一項及び第四項の改正規定、第四十一条の二の改正規定並びに様式第四号の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前間の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、これらのすべての改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

- 三 第十条第五項の改正規定（「第十七条第一項」を「第十七条」に改める部分を除く。）及び第四十二条の改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のうち、施行日以後に提

出されるものについては、これらのすべての改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

四 第十条第二項の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十年九月三十日以前に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、当該改正規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成することができる。

2 前項第三号に掲げる改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により中間連結財務諸表を作成する最初の中間連結会計期間において、当該中間連結会計期間が属する連結会計年度の前連結会計年度末に存在する工事契約について当該規定による場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間が属する連結会計年度の前連結会計年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を中間連結損益計算書に注記しなければならない。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第三条に二号を加える改正規定（新四半期財務諸表等規則第三条第三十二号に係る部分に限る。）、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条の改正規定及び第十条の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間（以下「四半期会計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

二 第三条に二号を加える改正規定（新四半期財務諸表等規則第三条第三十三号に係る部分に限る。）、第二十二條の次に一条を加える改正規定、第四十三條の改正規定、第四十四條の改正規定（第五項を削る部分を除く。）、第四十五條の改正規定（第五項を削る部分を除く。）及び様式第一號の改正規定（

資産除去債務に係る部分に限る。) 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三 第二章第三節中第四十七条の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、当該改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四 第十二条の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについて適用する。ただし、平成二十年九月三十日以前に終了する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表については、当該改正規定による改正前の四

半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成することができる。

五 第三十条の改正規定、第四十四条の改正規定（第五項を削る部分に限る。）、第四十五条の改正規定

（第五項を削る部分に限る。）及び様式第一号の改正規定（資産除去債務に係る部分を除く。） 平成

二十一年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

2 前項第三号に掲げる改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により四半期財務諸表を作成する最初の四半期会計期間等において、当該四半期会計期間等が属する事業年度の前事業年度末に存在する工事契約について当該規定による場合には、その旨並びに当該四半期会計期間等が属する事業年度の前事業年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を四半期損益計算書に注記しなければならない。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二条に二号を加える改正規定（新四半期連結財務諸表規則第二条第三十六号に係る部分に限る。）
、第十五条の次に一条を加える改正規定、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間（以下「四半期連結会計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

- 二 第二条に二号を加える改正規定（新四半期連結財務諸表規則第二条第三十七号に係る部分に限る。）

、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第二項の改正規定、第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定（第五項を削る部分を除く。）、第五十条の改正規定（第六項を削る部分を除く。）及び様式第四号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

三 第二章第三節中第五十三条の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、当該改正規定による新四半期連結財務諸表規則の

規定により作成することができる。

四 第十条の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについて適用する。ただし、平成二十年九月三十日以前に終了する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表については、当該改正規定による改正前の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成することができる。

五 第三十五条の改正規定、第四十条第四項の改正規定、第四十九条の改正規定（第五項を削る部分に限る。）、第五十条の改正規定（第六項を削る部分に限る。）及び様式第四号の改正規定（資産除去債務に係る部分を除く。） 平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する四半期連結会計期間等に係るものについては、平成二十一年四月一日前に開始する四半期連結会計期間等に係るものについては、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

2 前項第三号に掲げる改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により四半期連結財務諸表を作成する最初の四半期連結会計期間等において、当該四半期連結会計期間等が属する連結会計年度の前連結会計年度末に存在する工事契約について当該規定による場合には、その旨並びに当該四半期連結会計期間等が属する連結会計年度の前連結会計年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を四半期連結損益計算書に注記しなければならない。

様式第十二号

【資産除去債務明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (円)	当期末残高 (円)

(記載上の注意)

1. 貸借対照表に計上されている前期末及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
2. 本明細表に記載すべき事項が第8条の28に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。

様式第十一号

【資産除去債務明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (円)	当期末残高 (円)

(記載上の注意)

1. 連結貸借対照表に計上されている前期末及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。